

# 石川県犀川ダム管理事務所 環境行動計画

## ■取組方針

金沢市の中央部を貫流する犀川の治水対策、かんがい・上水道の水資源確保、及び水力発電のための水源補給を目的に、市街地の上流約20kmの山峡に犀川ダムが昭和41年3月に完成しました。

犀川ダム管理事務所は、ダム本体、付属施設及び貯水池の点検整備、気象、水象及び堆砂状況等の調査測定、バルブ・ゲート操作による流水の貯留や放流などを行っています。

ダム管理に係る活動を推進していくうえで、職員一人ひとりが「地球環境を守る」という意識を持って取り組むことが必要であり、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動しなければならないと認識しています。

このため、私たちは、ダム管理による環境負荷をできるだけ少なくするため、以下の行動に取り組みます。

- ① 業務活動の中で省エネルギー化・省資源化を進め、二酸化炭素及び廃棄物の排出量を抑制します。
- ② 資源（コピー用紙、貯水池の流木）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ③ ダムの適切な放流操作及び危険物等の安全管理に努めます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成21年12月21日

石川県犀川ダム管理事務所

所長 松野 進

### 3 環境負荷低減の取組

当事務所では、業務活動にともなう環境負荷を削減するために取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組項目を定めて取り組めます。

設定した取組目標と具体的な取組項目は、下記のとおりです。

目標－1	二酸化炭素の排出量は、平成 18～20 年度の三カ年平均で 84,770kg(CO <sub>2</sub> )であります。ダムコン(管理用制御処理設備)の消費電力量を除く、削減可能な空調、照明、温水器及び給水等に係る使用電力、暖房用の重油及び公用車燃料の軽油使用による二酸化炭素の排出量 65,680kg(CO <sub>2</sub> )について、平成 23 年度までに 5%削減、62,400kg(CO <sub>2</sub> )以下に削減する。
具体的な取組	<p>(事務所での取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 冷房温度(28度)と暖房温度(20度)を厳守する</li><li>② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する</li><li>③ 人のいないエリアの消灯を徹底する</li><li>③ パソコン・コピー機の節電機能を活用する</li><li>④ 冬期以外での温水器使用を控える</li><li>⑤ 街路灯、ダム高欄灯の点消灯はタイマーに行う</li><li>⑥ 洗車や手洗いなどは、不必要な水の出しっぱなしをしない</li></ul> <p>(公用車使用に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① エコドライブの実践を徹底する</li><li>② 車両運転開始時点検を行う</li><li>③ 事務連絡などの予定を事前に集約し、効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する</li></ul>
目標－2	「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量は、平成 20 年度 175 kg であります。平成 23 年度までに 5%削減して 166 kg以下にする。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>① 廃棄物を分別し、各排出量を計測・記録する</li><li>② 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう</li><li>③ 詰め替え可能な製品を優先的に使用する</li><li>④ 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する</li></ul>

目標—3	コピー用紙の使用量を、平成18～20年度の三カ年平均(22kg)を基準として、平成23年度までに20kg以下に削減する。
具体的な取組	① 作成した資料やメール等で收受した資料は、パソコン画面上での確認を徹底する ② 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する ③ 両面コピーを徹底する 使用済み用紙の裏面を利用する

#### 4 環境保全の取組

当事務所が行っている業務活動と環境との関わり、及びそれらの状況・内容は下記のとおりです。

環境との関わり	左記の 状況・内容
河川環境の確保	① 下流の維持流量 常時、ダムから毎秒0.17m <sup>3</sup> を放流している ② 貯水池の水質管理 年間5回、調査・測定を実施
降雨災害の防除	洪水の一部をダムで貯留し、放流量を毎秒95m <sup>3</sup> に抑える洪水調節を行っている

(備考)洪水は、ダム貯水池への流入量が毎秒95m<sup>3</sup>を超える場合です。

#### 5 環境保全に関する今後の具体的な取組

4の環境保全の取組に関しては、今後とも河川環境を確保するため、下記のとおり取組を拡充することとしています。

##### (1) 下流の維持流量

必要がなくなる工業用水容量を河川維持流量に振り替えることで、ダムから毎秒0.17m<sup>3</sup>の放流量の増加を図る。

##### (2) 貯水池の水質管理

流入口、貯水池内及び上寺津発電所放流口の3地点で実施しており、水質の経年変化は特に無いが、調査測定を継続して状況を確認する。

##### (3) 洪水調節

適切なゲート操作によって洪水調節を行い、下流地域で河川氾濫災害が起きないように、安全を確保する。

## 6 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するため、所長を環境管理責任者とし、管理責任者の下に環境推進員を設置して、具体的な取組の実施状況を下記のとおりチェックします。

- ・ 「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員が毎日確認のうえ記入し、月単位で管理責任者がチェックを行います。
- ・ 年間の電力、燃料及びコピー紙の使用量、並びに廃棄物の排出量を集計し、集計結果を検証して、次年度の行動計画にどう反映させるかを、組織的に検討します。